

令和 8 年 6 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 8 年 6 月 9 日(火) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 30 分
場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 13 名

(2)農業委員会委員の出席 13 名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 南河 武 藤原 定嗣 町谷 敏一 南 昇一
石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 0 名

(4)農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 6 名

阪本 寿和 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

野出 良之

3 議事説明員

局長 田中 準二 次長 山本 建志 係長 井上 亮 主任 高橋 吉郎

4 議案

報告 第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について

可決

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請（所有権移転）について

可決

議案 第 8 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議 長

それでは、只今より、6 月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数 13 名中、出席委員 13 名、推進委員 7 名中 出席委員 6 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員 2 名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がないようですので、6番：藤原委員、7番：町谷委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

議長

では、日程第1 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

では次に、日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転について事務局より報告をお願いします。

事務局

議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号1

所在：上之郷、地番：●●●●番地、●●●●番、●●●●番、●●●●番

登記は全て田、現況田、面積は●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡です。

譲受人：上之郷●●●●番地 ●● ●●

譲渡人：上之郷●●●●番地 ● ●●

議案書番号1の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は4筆、現在は耕作地となっております。譲受人の耕作面積は、現在4,527㎡です。取得後の面積は、6,556㎡です。申請地から譲受人の通作距離は0.01km、徒歩1分、農作業歴は主に本人が40年、年間従事日数は60日です。本人以外に農業従事者は夫、子供の2名で農業経営を行っています。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

番号2

所在：上之郷、地番：●●●●番●、●●●●番、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●

登記は全て田、現況は最初の4筆は畑、残り1筆が田。

面積は●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡です。

譲受人：上之郷●●●●番地 株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ● ● ●

譲渡人：上之郷●●●●番地の● ● ● ● 他1名

議案書番号2の位置については別紙議案資料3.4.5ページをご覧ください。

まず、譲受人について、本店は上之郷に所在しており、R3年5月に設立された法人です。設立の経緯は将来的に農地を取得できるように農地所有適格法人として設立しました。現在、所有の農地はなく、利用権での貸借で経営しています。権利取得後は水稻とアボガド果樹栽培を行う予定です。

今回の取得は以前より譲受人が貸借している農地7筆の内、4筆と他1筆を取得するため、3条許可申請とあわせて、農地所有適格法人の申請も行うものです。今回取得の背景としては地権者からの要望があり、購入することになりました。

要件の適否について、定款や直近の決算報告書、事業計画書等で確認しております。

法人の主な事業内容は、農作物の生産及び加工・販売、農業体験施設、家庭菜園施設及び体験型観光農園の経営、運営が中心です。

まず、農地所有適格法人の要件は、4つあります。

1つ目の要件の法人形態ですが、株式会社です。

2つ目の事業要件の売上高の過半が農業関連事業の売上であるという事ですが、現在、売上高

は少ないものの、売上構成の中心は米の収穫・販売と貸農園の利用料で、全体の売り上げを占めています。

3 つ目の議決権要件ですが、農業関係者が総議決権の過半を占めることについて、法人格の役員は取締役 3 名うち、2 名が全株式を保有する株主となります。その議決権のある 2 名中 1 名が農業関連の管理・運營業務、もう 1 名が農業従事者である為、満たしています。

4 つ目の役員要件について、役員の過半が、農業に常時従事する構成員であること、役員が重要使用人 1 名以上が農作業に従事することについては、役員 1 名が、阪南市より通作する形で常時従事しています。もう 1 名も市内在住で農業アドバイザーとして在籍しています。

以上により、必要な要件を満たしているため、農地所有適格法人であると判断しています。また、泉佐野市より譲受人に対して、R7 年度泉佐野市果樹経営支援対策補助金の交付も決定しています。

農機具については耕うん機 1 台、トラクター 1 台、田植機 1 台、バインダー 1 台、コンバイン 1 台所有しています。

事務局が申請地を確認、調査したところ、耕作地です。申請地から譲受人の通作距離は 0.6 キロメートル、自動車です。また現在まで問題なく農業経営を営んでおり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。

また、譲受人については、今回新規取得のため、令和 7 年 10 月 30 日に勝間会長、南委員、重里委員、射手矢委員にも同席頂きまして、事前面談を実施して問題がないことを確認しております。

番号 3

所在： 上之郷、 地番：●●●●番、●●●●番、●●●●番●

登記は全て田、 現況も田、 面積は●●●m²、●●m²、●●m²

譲受人： 泉南市信達六尾●●●番地の● ●● ●●●●

譲渡人： 堺市堺区田出井町●番●-●●●●●号 ●●● ●●●●

議案書番号 3 の位置については 別紙議案資料 6.7 ページをご覧ください。

申請農地は 3 筆 譲受人の耕作面積は、現在 2056 m²です。取得後の面積は 3240 m²です。取得後は水稲を行う予定です。

申請地から譲受人の通作距離は 7.6km、自動車で 16 分、農作業歴は主に本人が 4 年、年間従事日数は 200 日です。本人以外に農業従事者は 1 名で農業経営を行っています。農機具はトラクター 3 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台、バインダー 1 台、貨物自動車 2 台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

議 長

続いて、日程第 3 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について、ご説明させていただきます。

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 8.9 ページをご覧ください。

番号 1

物件の表示 中庄●●●●番●、地目、田 1 筆です。転用面積は、●●m²です。
申請人は、中庄●●●番地、●●●●

転用目的は露天駐車場です。

農地区分は [農地法施行規則第 44 条第 2 号]の規定によりまして、道路、鉄道、河川等恒久的な施設に区画された区域の面積に占める宅地面積が40%を超えることから、第3種農地と判断されます。

申請地は、泉佐野市役所本庁舎の東側300mにあります。

申請人は、親族が経営する農業用車両の保管場所が不足しており、当該土地を保管場所として利用する必要があるため、整備するものです。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

続いて、日程第 4 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請（所有権移転）について 事務局より説明申し上げます。

事務局

議案 第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用の許可申請(所有権移転)について、ご説明させていただきます。

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 10.11 ページをご覧ください。

番号 1

物件の表示 長滝●●●番●、地目:田、現況:田、面積●●●㎡、

譲受人 泉南市新家●●●●番地 株式会社●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 長滝●●●番地の● ●● ●●

転用目的 太陽光発電所設置にかかる、連係変電所設置のためでございます。

申請地はJR長滝駅から南に500mにあり、西側 500mには市立小学校がありますが、下水道管、ガス管が整備されていない農地であることから、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の規定により第2種農地と判断されます。

なお今回は、関西電力送配電長滝変電所より最寄りの土地に変電所建設が必要となることから、農用地以外の数件の地主と交渉を重ねました結果、当該土地地主との調整ができました。

譲受人は、ゴルフ場等を営む法人で、泉南カンツリークラブパブリックコース太陽光発電所設置にかかる、関西電力送配電の連係変電所を整備するものです。

地元水利組合からは、特に意見はございませんでした。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案書番号 2 の位置については 別紙議案資料 12.13 ページをご覧ください。

番号 2

- 1 物件の表示 南中安松●●●番●、地目は登記:畑、現況:畑、面積は●●m²、
- 2 物件の表示 南中安松●●●番●、地目は登記:畑、現況:畑、面積は●●m²、
- 3 物件の表示 南中安松●●●番●、地目は登記:畑、現況:畑、面積は●●m²、
- 4 物件の表示 南中安松●●●番●、地目は登記:畑、現況:畑、面積は●.●●m²

いずれも転用目的は、都市計画法第29条申請地への進入路の道路拡張が至急必要なため

譲受人は、いずれも岸和田市大町●●●番地 株式会社●●●●●● 代表取締役社長 ●● ●

譲渡人は、番号1については、南中安松●●●●番地 ●● ●●
番号2、3 については、南中安松●●●●番地 ●● ●●
番号4 については、兵庫県神戸市中央区八幡通●丁目●番●-●●●●号 ●● ●●

申請地は、泉佐野市立末広小学校(南中安松 1545)、まちや歯科(南中安松 176-2)から概ね500mの位置にあります。

譲受人は、新築住宅及びマンションの販売・住宅建築の請負・仲介業を営む法人で、住宅開発による進入路確保のための道路拡張です。

農地区分は [農地法施行規則第 43 条第 1 号]の規定により、水管及び下水道管が埋設されている幅員四メートル以上の道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500m以内に泉佐野市立末広小学校、医療施設である、まちや歯科があることから第3種農地と判断されます。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

尚、本件については、本市より令和8年3月17日付けで、当該道路工事施行承認を得ております。

説明は以上のとおりでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。

議 長

続いて、日程第 5 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。

なお、今回は対象案件 3 件です。そのうち番号 3 番については大和屋委員の親族の案件になりますので先に番号 1.2 番を審議し、その後番号 3 番審議前に大和屋委員には退席していただきます。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

議案第 8 号の番号 1.2 の位置については 別紙議案資料ページ 14.15.16 をご覧ください。

番号 1

設定人 南中安松●●●番地の●● ●● ●

被設定人 上之郷●●●●番● ●● ●●●●●●●●

設定する土地は、長滝●●●番●の一部、●●●番、●●●番●、

地目は全て田です。面積●●●㎡、●●●㎡、●●●㎡です。

期間は R8 年 8 月1日～R13 年 7 月31 日で期間は 5 年です。賃借権です。

番号 2

設定人 長滝●●●●番地 ●● ●●

被設定人 上之郷●●●●番地 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●●● ●●

設定する土地は、長滝●●●●番●、地目は田、面積●●●㎡

期間は R8 年 8 月1日～R13 年 7 月31 日で期間は 5 年です。使用貸借権です。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議 長

番号 3 の審議前に大和屋委員には退席願います。(→大和屋委員退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局

位置については 別紙議案資料ページ 17 をご覧ください。

番号 3

設定人 大阪市住吉区我孫子東●丁目●番●号(●●●) ●● ●●

被設定人 日根野●●●●番● ●●● ●●

設定する土地は、日根野●●●●番●、地目は田です。面積●●●m²

期間は R8 年 8 月1日～R23 年 7 月31 日で期間は 15 年です。使用貸借権です。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

(→大和屋委員戻ってもらう。)

議 長

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、6月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人

令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
